

鳥取県東部広域行政管理組合 令和5年度 第2回正副管理者会議

日 時 令和5年10月12日（木）10：00～12：00
場 所 鳥取県東部広域行政管理組合消防局 講堂

— 日 程 —

【1】開 会

【2】管理者あいさつ

【3】議 事

[1] 議会定例会（令和5年10月25日招集予定）提出議案

- 1 令和5年度鳥取県東部広域行政管理組合一般会計補正予算（第1号）
《議案第14号》（案）…………… 1
- 2 令和4年度鳥取県東部広域行政管理組合歳入歳出決算の認定について
《議案第15号》（案）…………… 4
- 3 鳥取県東部広域行政管理組合職員特殊勤務手当支給条例の一部改正
について《議案第16号》（案）…………… 15
- 4 鳥取県東部広域行政管理組合火災予防条例の一部改正について
《議案第17号》（案）…………… 17

[2] その他

<協議事項>

- 1 消防職員の定数管理に係る方針（案）について…………… 資料4

<報告事項>

- 1 可燃物処理施設「リンピアいなば」について…………… 資料5
- 2 高機能消防指令センター更新事業の進捗状況について…………… 資料6
- 3 消防庁舎整備事業の進捗状況について…………… 資料7
- 4 令和7年度緊急消防援助隊中国・四国ブロック合同訓練について
…………… 資料8

【4】そ の 他

- [1] 今後の行事予定について…………… 22

[2] その他

【5】閉 会

令和5年度 第2回正副管理者会議出席者

[正副管理者]

職 名	氏 名
管理者 鳥取市長	深 澤 義 彦
副管理者 岩美町長	長 戸 清
副管理者 智頭町長	金 兒 英 夫
副管理者 若桜町長	上 川 元 張
副管理者 八頭町長 (代理)	岩 見 一 郎
副管理者 鳥取市副市長	羽 場 恭 一

[鳥取県東部広域行政管理組合]

局	職 名	氏 名
事 務 局	事務局長	鹿 田 哲 生
	次長兼総務福祉課長	小 清 水 輝 彦
	総務福祉課課長補佐兼庶務係長	中 本 恵
	総務福祉課主査兼福祉審査係長	表 恵 子
	総務福祉課主査	木 原 真 紀 子
	環境衛生課長	坂 本 清 美
	環境衛生課課長補佐兼環境管理係長	有 田 清 則
	環境衛生課施設管理室長	瀬 村 義 浩
消 防 局	消防局長	鹿 田 幸 人
	次長兼消防総務課長	吉 田 正
	消防総務課課長補佐	大 坪 憲 司
	警防課長	森 寛 之
	情報指令課長	坂 本 文 昭
	予防課長	田 中 健

【3】議 事

[1] 議会定例会（令和5年10月25日招集予定）提出議案

- 1 令和5年度鳥取県東部広域行政管理組合一般会計補正予算（第1号）
《議案第14号》（案）

(1) 歳入歳出補正総額

補正前	補正額	補正後
5,373,128千円	21,030千円	5,394,158千円

ア 歳入補正額の主な内容

- 市町負担金（普通負担金）の増…………… 18,005千円
○雑入（退職手当負担金）の増…………… 3,025千円

イ 歳出補正額の主な内容

- 令和5年4月定期人事異動及び退職等に伴う人件費の増… 8,780千円
○環境クリーンセンター法面復旧業務費の増…………… 10,045千円
〔 ・環境クリーンセンター法面崩落仮復旧業務…………… 2,061千円
 ・環境クリーンセンター法面崩落復旧業務…………… 7,984千円 〕
○損害賠償請求事件弁護士委託費の増…………… 2,205千円

(2) 債務負担行為補正

（追加）

（単位：千円）

事 項	期 間	限度額
指定管理者制度に基づき指定管理者に委託する因幡霊場の管理運営費	令和6年度 ～ 令和10年度	244,978
指定管理者制度に基づき指定管理者に委託するリファレンいなばの管理運営費	令和6年度 ～ 令和10年度	110,670
指定管理者制度に基づき指定管理者に委託する白兔グラウンドゴルフ場の管理運営費	令和6年度 ～ 令和10年度	66,690

(3) 歳入歳出総括表

[歳 入]

(単位：千円)

区 分	補正前の額	補正額	補正後の額
1 分担金及び負担金	4,396,262	18,005	4,414,267
2 使用料及び手数料	278,388	0	278,388
4 県 支 出 金	5,031	0	5,031
5 財 産 収 入	298,188	0	298,188
8 繰 越 金	500	0	500
9 諸 収 入	1,859	3,025	4,884
10 組 合 債	392,900	0	392,900
歳 入 合 計	5,373,128	21,030	5,394,158

[歳 出]

(単位：千円)

区 分	補正前の額	補正額	補正後の額
1 議 会 費	2,301	0	2,301
2 総 務 費	127,256	19,855	147,111
3 民 生 費	61,841	△10,151	51,690
4 衛 生 費	1,825,955	9,121	1,835,076
5 消 防 費	3,039,942	2,205	3,042,147
6 公 債 費	312,833	0	312,833
7 予 備 費	3,000	0	3,000
歳 出 合 計	5,373,128	21,030	5,394,158

令和5年度普通負担金（補正予算第1号）補正前比較

(単位：千円)

市	町名	運営費	介護認定審査費	障害者総合支援審査費	休日急患歯科診療費	火葬場費	不燃物処理費	不燃物処理場跡地利用施設費	し尿処理費	集落排水処理費	可燃物処理費	消防費	合計
鳥取市	補正後	73,796	35,498	3,258	1,465	39,204	408,577	10,290	180,450	75,074	311,624	2,027,534	3,166,770
	補正前	60,628	43,568	3,258	1,465	39,204	392,440	10,290	180,450	75,074	319,970	2,025,819	3,152,166
	比較(後)－(前)	13,168	△ 8,070	0	0	0	16,137	0	0	0	△ 8,346	1,715	14,604
岩美町	補正後	5,978	2,685	276	80	2,393	25,216	590	32,783	4,138	23,093	159,352	256,584
	補正前	4,920	3,295	276	80	2,393	24,215	590	32,783	4,138	23,722	159,217	255,629
	比較(後)－(前)	1,058	△ 610	0	0	0	1,001	0	0	0	△ 629	135	955
智頭町	補正後	4,174	1,688	276	51	1,449	14,503	350	20,810	7,753	12,302	115,963	179,319
	補正前	3,438	2,072	276	51	1,449	13,928	350	20,810	7,753	12,637	115,865	178,629
	比較(後)－(前)	736	△ 384	0	0	0	575	0	0	0	△ 335	98	690
若桜町	補正後	2,011	1,017	205	30	678	6,334	157	2,994	1,229	6,072	65,409	86,136
	補正前	1,653	1,249	205	30	678	6,084	157	2,994	1,229	6,238	65,353	85,870
	比較(後)－(前)	358	△ 232	0	0	0	250	0	0	0	△ 166	56	266
八頭町	補正後	8,470	3,762	444	124	3,631	34,428	870	14,845	32,501	26,827	237,660	363,562
	補正前	6,960	4,617	444	124	3,631	33,069	870	14,845	32,501	27,552	237,459	362,072
	比較(後)－(前)	1,510	△ 855	0	0	0	1,359	0	0	0	△ 725	201	1,490
補正後合計		94,429	44,650	4,459	1,750	47,355	489,058	12,257	251,882	120,695	379,918	2,605,918	4,052,371
	補正前合計	77,599	54,801	4,459	1,750	47,355	469,736	12,257	251,882	120,695	390,119	2,603,713	4,034,366
	比較(後)－(前)	16,830	△ 10,151	0	0	0	19,322	0	0	0	△ 10,201	2,205	18,005

2 令和4年度鳥取県東部広域行政管理組合歳入歳出決算の認定について
 ≪議案第15号≫ (案)

(1) 決算規模

(単位：千円)

令和4年度決算額		前年度(R3) 決算額	前年度(R3)対比	
一般会計	歳入	7,218,952	16,495,941	△9,276,989 (56.2%) の減
	歳出	7,110,068	16,420,717	△9,310,649 (56.7%) の減
特別会計	歳入	2,681	2,524	157 (6.2%) の増
	歳出	2,670	2,244	426 (19.0%) の増

(2) 決算収支

ア 一般会計

実質収支額 108,884 千円

(歳入総額 7,218,952 千円－歳出総額 7,110,068 千円)

単年度収支額 43,275 千円

(実質収支額 108,884 千円－前年度実質収支額 65,609 千円)

実質単年度収支額 43,275 千円

(単年度収支額 43,275 千円と同額)

イ 特別会計

実質収支額 11 千円

(歳入総額 2,681 千円－歳出総額 2,670 千円)

単年度収支額 △269 千円

(実質収支額 11 千円－前年度実質収支額 280 千円)

(3) 主な事業

本組合が取り組んだ本年度の主な事務事業は、次のとおりである。

ア 議会・総務・地域振興関連事務

議会関連事務では、令和4年10月及び令和5年2月に定例会を開催した。
 また、令和4年5月に臨時会を開催し、災害対応特殊消防ポンプ自動車1台、
 高規格救急自動車2台の取得等及び八頭消防署用瀬出張所改築（建築）工事

請負契約の変更について議決を得た。

総務関連事務では、「ハラスメントの防止と対応の指針」・「第9次人権尊重社会を実現するための人権研修・啓発活動推進計画」に基づき、職員研修等を実施した。さらに、令和5年度に実施予定の事務局外部改修工事に向け実施設計業務を実施した。

地域振興関連事務では、因幡ふるさと振興基金の運用益等を活用したソフト事業を行った。主な事業としては、引き続き地域連携DMO法人（一社）麒麟のまち観光局に職員1名を派遣するとともに、運営費の一部を助成し広域観光の振興を図った。

イ 介護認定審査・障害者総合支援審査・休日急患歯科診療関連事務

介護認定審査事務では、保健・医療・福祉に携わる各分野から推薦された75人の委員が、14合議体で概ね月曜日から木曜日に7組の審査会を開催し、延べ316回、10,326件の審査判定を行い、結果を速やかに構成市町へ通知した。

障害者総合支援審査事務では、知的、精神及び身体の各障害者の審査のため、保健・医療・福祉に携わる各分野から推薦された6人の委員が1合議体で審査会を開催し、延べ26回、694件の審査判定を行い、結果を速やかに構成市町へ通知した。

さらに、休日急患歯科診療業務の運営を引き続き（一社）鳥取県東部歯科医師会へ委託し、安定的な診療体制の確保を図った。

ウ 生活環境関連事務

火葬業務では、新型コロナウイルス感染症対策として、国のガイドライン改正(令和5年1月6日)を受け、感染症により亡くなられた方及び疑いのある方の火葬については、エンゼルケアなどの適切な感染対策が講じられている場合には原則、通常火葬と同様に取り扱うこととした。因幡霊場の施設管理は指定管理者制度を採用しており、(公財)鳥取県東部環境管理公社を指定している(令和元年度から令和5年度までの5年間)。

不燃物処理業務では、鳥取県東部環境クリーンセンターについては、関連設備の定期修繕を実施するなど、施設の適正な維持管理に努めた。また、ペットボトルリサイクルセンターの屋根が経年劣化していたことから、施設の長寿命化を図るために塗装工事を実施した。

し尿処理業務では、因幡浄苑の維持管理業務は、令和4年度から令和6年度までの3年間、長期包括管理委託を行っている。委託先は(公財)鳥取市

環境事業公社である。また、施設の機能維持のため生物膜装置修繕を実施した。

可燃物処理施設整備事業では、令和4年4月からリンピアいなばで可燃ごみを受け入れ、試運転を開始したが、発電用ボイラの不具合が発生したため、6月から受け入れを一時停止し、受け入れ先を鳥取市神谷清掃工場に変更した。発電用ボイラの修繕は、12月末に完了し、令和5年1月から可燃ごみを受け入れ、試運転を再開した。3月末にリンピアいなばの引渡しを受け当該事業は完了した。

エ 消防関連事務

消防業務では、車両更新計画に基づき災害対応特殊消防ポンプ自動車及び高規格救急自動車を更新し、消防力の充実強化を図った。

消防庁舎の整備については、令和2年度から令和4年度にかけて八頭消防署用瀬出張所庁舎の建て替えに伴い、令和4年度は新築工事、新築工事監理業務等を実施した。また、令和4年度から令和6年度にかけて八頭消防署若桜出張所の建て替えを計画し、基本設計及び実施設計業務を実施した。さらに、消防庁舎個別管理計画に基づき、消防局屋上防水改修工事实施設計業務並びに気高消防署青谷出張所屋根及び外壁改修工事实施設計業務を実施し、庁舎の長寿命化を図った。

(4) 歳入歳出決算の状況

ア 一般会計

[歳 入]

(単位：千円)

款 項	予 算 額 A	決 算 額 B	増 減 (B-A)	決 算 額 の 説 明
1 分担金及び負担金	5,287,880	5,287,880	0	
1 負 担 金	5,287,880	5,287,880	0	普通負担金 4,767,104 運営費負担金 71,995 介護認定審査費負担金 52,757 障害者総合支援審査費負担金 4,480 休日急患歯科診療費負担金 2,340 火葬場費負担金 37,074 不燃物処理費負担金 377,325 不燃物処理場跡地利用施設費負担金 12,766 し尿処理費負担金 236,959 集落排水処理費負担金 107,976 可燃物処理費負担金 1,338,625 消防費負担金 2,524,807 特別負担金 520,776 不燃物処理費負担金(事業交付税費) 5,813 し尿処理費負担金(事業交付税費) 150 可燃物処理費負担金(事業交付税費) 2,521 消防費負担金(事業交付税費) 62,883 介護認定審査費負担金 1,405 消防施設建設費負担金 346,004 消防職員退職手当基金積立費負担金 102,000
2 使用料及び手数料	279,433	287,190	7,757	
1 使 用 料	3,928	3,907	△ 21	土地使用料(電柱・電話柱等) 162 駐車場使用料 3,745
2 手 数 料	275,505	283,283	7,778	不燃物処理手数料 268.13 t 10,457 可燃物処理手数料 22,535.00 t 270,420 危険物施設等許可手数料 162件 2,292 権限移譲事務手数料 15件 114
3 国 庫 支 出 金	667,831	667,831	0	
3 交 付 金	667,831	667,831	0	一般廃棄物処理施設整備事業費交付金 667,831
4 県 支 出 金	4,174	4,174	0	
1 県 補 助 金	4,174	4,174	0	休日等歯科診療所運営費補助金 427 消防防災ヘリコプター運航調整交付金 2,941 鳥取県権限移譲交付金(火薬類等取扱事務費) 806
5 財 産 収 入	107,914	169,118	61,204	
1 財 産 運 用 収 入	3,007	3,006	△ 1	鳥取市環境事業公社用地貸付料 2,912 基金運用利子 94
2 財 産 売 払 収 入	104,907	166,112	61,205	リサイクル再生資源有価物売払収入 128,072 リンピアいなば余剰電力売電収入 36,780 物品売払収入 1,260

款 項	予 算 額 A	決 算 額 B	増 減 (B-A)	決 算 額 の 説 明
7 繰 入 金	262,496	262,495	△ 1	
1 基 金 繰 入 金	262,496	262,495	△ 1	可燃物処理施設立地促進基金繰入金 132,029 退職手当金積立基金繰入金 130,466
8 繰 越 金	75,224	75,224	0	
1 繰 越 金	75,224	75,224	0	前年度繰越金 75,224
9 諸 収 入	86,799	87,040	241	
1 預 金 利 子	8	5	△ 3	歳計現金等運用利子 5
2 雑 入	86,791	87,035	244	雇用保険料 330 要保護者の審査判定料 29 光熱水費等負担金 711 退職手当負担金 685 職員経費等負担金 209 不用品物品等売却収入 14 その他雑入 85,057 可燃物処理施設建設工事ボイラ不具合に伴う損害賠償金 58,922 リンピアいなば系統連系に伴う設備対策工事負担金の精算金 12,165 高病原性鳥インフルエンザの患畜等の死体の焼却処分業務委託料 12,830 その他 1,140
10 組 合 債	381,300	378,000	△ 3,300	
1 組 合 債	381,300	378,000	△ 3,300	し尿処理施設整備事業 72,900 消防施設等整備事業 305,100
歳 入 合 計	7,153,051	7,218,952	65,901	

[歳 出]

(単位:千円)

款 項	目	予 算 額	決 算 額	決 算 額 の 説 明
1 議 会 費		1,350	1,133	
1 議 会 費		1,350	1,133	
	1 議 会 費	1,350	1,133	職員給与費 671 議 員 報 酬 (18人) 671 議会開催等運営費 (定例会2回外) 462
2 総 務 費		96,750	94,382	
1 総務管理費		96,750	94,382	
	1 一 般 管 理 費	96,750	94,382	職員給与費 57,788 管 理 者 等 報 酬 (6人) 310 委 員 等 報 酬 (2人) 50 一 般 職 (7人) 57,428 総括事務費 16,169 職員厚生研修費 5,705 庁舎等管理事務費 8,714 退職手当負担金 6,006
3 民 生 費		64,274	63,098	
1 社会福祉費		64,274	63,098	
	1 介 護 認 定 審 査 費	56,958	55,847	職員給与費 42,688 介 護 認 定 審 査 会 委 員 報 酬 (75人) 18,595 一 般 職 (3人) 19,546 会 計 年 度 任 用 職 員 (2人) 4,547 介護認定審査システム賃借料 7,672 介護認定審査事務費 5,487
	2 障 害 者 総 合 支 援 審 査 費	4,547	4,483	職員給与費 4,337 障 害 者 総 合 支 援 審 査 会 委 員 報 酬 (6人) 1,851 会 計 年 度 任 用 職 員 (1人) 2,486 障害者総合支援審査事務費 146
	3 休 日 急 患 歯 科 診 療 費	2,769	2,768	休日急患歯科診療業務運営委託費 2,163 休日急患歯科診療事業赤字補填補助金 605
4 衛 生 費		3,408,253	3,395,820	
1 火 葬 場 費		23,308	23,308	
	1 因 幡 霊 場 管 理 費	23,308	23,308	因幡霊場指定管理業務委託費 23,262 管理事務費 46
2 不 燃 物 処 理 費		500,381	495,023	
	1 環 境 ク リ ー ン セ ン タ ー 管 理 費	477,524	473,024	職員給与費 41,489 一 般 職 (5人+再任用1人) 35,545 会 計 年 度 任 用 職 員 (2人) 5,944 リファーレンいなば指定管理業務委託費 19,848 環境クリーンセンター管理運転業務委託費 129,989 一般廃棄物(プラスチックごみ)中間処理業務委託費 52,822 不燃物処理施設建設基金積立金 1 施設維持管理費 228,875 光 熱 水 費 23,146 薬 品 費 ・ 燃 料 費 9,644 修 繕 費 127,141 管 理 事 務 費 等 68,944
	2 元 処 分 場 管 理 費	10,050	9,699	水質検査業務委託費 2,068 施設維持管理費 7,631 光 熱 水 費 695 薬 品 費 1,228 修 繕 費 1,862 管 理 事 務 費 等 3,846

款 項	目	予 算 額	決 算 額	決 算 額 の 説 明	
	3 白兔グラウンド ゴルフ場管理費	12,807	12,300	白兔グラウンドゴルフ場指定管理業務委託費 管理事務費等	10,950 1,350
3 し尿処理費		411,275	407,166		
	1 施設管理費	411,275	407,166	職員給与費 一 般 職 (1人) 因幡浄苑包括管理業務委託費 し尿等運搬業務委託費 一般廃棄物(脱水汚泥)再資源化業務委託費 因幡浄苑生物膜装置修繕費 因幡浄苑P L C修繕費(繰越事業) 管理事務費等	8,757 8,757 232,835 36,347 28,439 59,290 38,115 3,383
4 可燃物処理費		2,473,289	2,470,323		
	1 ごみ処理施設 建設費	2,341,259	2,338,293	職員給与費 一 般 職 (4人) 建設事務費	34,559 34,559 2,303,734
	2 ごみ処理施設 管理費	132,030	132,030	可燃物処理施設基金積立金	132,030
5 消 防 費		3,148,171	3,124,783		
1 消 防 費		3,148,171	3,124,783		
	1 消防総務費	2,619,875	2,604,063	職員給与費 一 般 職 (309人+再任用18人) 会計年度任用職員(2人) 退職手当(7人) 総括事務費 職員厚生研修費 管理事務費 光 熱 水 費 燃 料 費 管 理 事 務 費 等 退職手当負担金 退職手当金積立基金積立金	2,345,895 2,211,110 4,319 130,466 33,275 16,117 104,645 35,163 17,099 52,383 2,039 102,092
	2 予 防 費	3,538	3,250	職員給与費 会計年度任用職員(1人) 予防業務費 権限移譲事務費	2,217 2,217 934 99
	3 防火クラブ育成費	428	373	防火クラブ育成費	373
	4 警 防 費	39,322	36,256	警防業務費 救急業務費 救助業務費	10,725 18,875 6,656
	5 消防施設費	485,008	480,841	消防施設整備費 用瀬出張所整備事業費 智頭出張所旧庁舎解体事業費 若桜出張所整備事業費 消防局外屋上防水改修事業費 管理事務費 車両機材整備費 災害対応特殊消防ポンプ自動車(1台) 高規格救急自動車(2台) 車両借上経費等 指令設備整備費 通信指令システム等管理事務費	288,012 231,488 18,810 34,430 3,267 17 117,436 42,790 66,880 7,766 75,393 75,393

款 項	目	予 算 額	決 算 額	決 算 額 の 説 明
6 公 債 費		431,253	430,852	
1 公 債 費		431,253	430,852	
	1 元 金	422,282	422,281	長期借入金元金償還金 422,281
	2 利 子	8,971	8,571	長期借入金利子 8,571
7 予 備 費		3,000	0	
1 予 備 費		3,000	0	
	1 予 備 費	3,000	0	
歳 出 合 計		7,153,051	7,110,068	

イ 因幡ふるさと振興事業費特別会計

[歳入]

(単位：千円)

款 項	予算額A	決算額B	増減 (B-A)	決 算 額 の 説 明
1 財 産 収 入	2,400	2,401	1	
1 財産運用収入	2,400	2,401	1	基金運用利子
3 繰 越 金	280	280	0	
1 繰越金	280	280	0	前年度繰越金
歳 入 合 計	2,680	2,681	1	

[歳出]

(単位：千円)

款 項	目	予算額	決算額	決 算 額 の 説 明
1 因 幡 振 興 事 業 費		2,670	2,670	
1 因 幡 振 興 事 業 費		2,670	2,670	
	1 ふ る さ と 振 興 事 業 費	2,670	2,670	広域観光推進事業費 2,670 DMO補助金 2,244 積立金 426
2 予 備 費		10	0	
1 予 備 費		10	0	
	1 予 備 費	10	0	
歳 出 合 計		2,680	2,670	

(5) 財産の状況

(単位：㎡・台・個)

区 分	前 年 度 末 現 在 高	決算年度中増減高		決算 年 度 末 現 在 高	現 在 高 の 内 訳 (前年度からの増減)
		増	減		
土 地 (地積)	201,707	0	0	201,707	行政財産 (行政機関等) 191,566 ・ 事務局 693 ・ 因幡霊場 23,062 ・ 元末恒不燃物処分場 4,051 ・ 環境クリーンセンター 82,628 ・ 因幡浄苑 12,308 ・ コンポストセンターいなば 5,395 ・ リンピアいなば 50,940 ・ 消防庁舎関係 12,489 行政財産 (山林) 5,898 ・ リンピアいなば 5,898 普通財産 4,243 ・ 因幡浄苑 (鳥取市環境事業公社貸付分) 3,581 ・ 旧智頭出張所 662
建 物 (延面積)	33,067	12,328	573	44,822	行政財産 44,552 ・ 事務局庁舎 658 ・ 因幡霊場 3,266 ・ 元末恒不燃物処分場 173 ・ 環境クリーンセンター 9,180 ・ リファーレンいなば 2,683 ・ 因幡浄苑 3,768 ・ コンポストセンターいなば 2,395 ・ 白兔グラウンドゴルフ場 408 ・ ペットボトルリサイクルセンター 469 ・ リンピアいなば 11,427 ・ 消防庁舎 10,125 普通財産 270 ・ 旧用瀬出張所 270
物 品	105	7	6	106	備品関係 106 ・ 車両関係 60 (+3, △3) ・ 救急関係 17 (+3, △2) ・ 救助関係 13 (+1, △1) ・ その他 16

(6) 基金の状況

(単位：千円)

区 分	前年度末現在高	増 減 額			決算年度末現在高
		積立額	取崩し額	計	
財政調整基金	26,442	0	0	0	26,442
不燃物処理施設建設基金	62,645	1	0	1	62,646
可燃物処理施設立地促進基金	132,029	0	132,029	△ 132,029	0
可燃物処理施設基金	0	132,030	0	132,030	132,030
退職手当金積立基金	115,586	102,092	130,466	△ 28,374	87,212
因幡ふるさと振興基金	824,424	426	0	426	824,850
合 計	1,161,126	234,549	262,495	△ 27,946	1,133,180

(7) 長期債の状況

(単位：千円)

区 分	前年度末現在高	増減額		決算年度末現在高
		借入額	元金償還額	
事務局庁舎整備事業債	8,100	0	1,225	6,875
火葬場施設整備事業債	44,528	0	13,854	30,674
不燃物処理施設整備事業債	293,201	0	24,025	269,176
し尿処理施設整備事業債	136,560	72,900	27,540	181,920
可燃物処理施設整備事業債	167,651	0	22,113	145,538
消防施設等整備事業債	1,757,077	305,100	333,524	1,728,653
合 計	2,407,117	378,000	422,281	2,362,836

(8) 施設等の運営状況

(単位：件・人・t・kl)

区 分		決算年度実績	前年度実績	増 減
介護認定審査会審査判定件数		10,326	9,897	429
障害者総合支援審査会審査判定件数		694	669	25
休日急患歯科診療所受診人数		594	573	21
因幡霊場利用件数	人 体	3,224	2,975	249
	そ の 他	1,375	1,329	46
	計	4,599	4,304	295
環境クリーンセンター搬入量		13,391	13,528	△ 137
リファーレンいなば来館者数		5,271	5,345	△ 74
白兔グラウンドゴルフ場利用者数		29,035	25,257	3,778
因幡浄苑搬入量	し 尿 等	15,696	16,586	△ 890
	集落排水汚泥	20,557	21,122	△ 565
	計	36,253	37,708	△ 1,455
可燃ごみ搬入量		54,772	—	54,772
火災発生件数		63	64	△ 1
救急出動件数		11,495	10,658	837
救急搬送人数		10,901	10,203	698

3 鳥取県東部広域行政管理組合職員特殊勤務手当支給条例の一部改正について

〈議案第16号〉（案）

議案第 号

鳥取県東部広域行政管理組合職員特殊勤務手当支給条例の一部改正について

鳥取県東部広域行政管理組合職員特殊勤務手当支給条例の一部を次のように改正する。

令和 年 月 日提出

鳥取県東部広域行政管理組合

管理者 鳥取市長 深澤 義彦

鳥取県東部広域行政管理組合職員特殊勤務手当支給条例の一部を改正する条例

鳥取県東部広域行政管理組合職員特殊勤務手当支給条例（平成16年鳥取県東部広域行政管理組合条例第2号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項に次の1号を加える。

- (7) 特定新型インフルエンザ等（新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）第2条第1号に規定する新型インフルエンザ等で、当該新型インフルエンザ等に係る同法第15条第1項に規定する政府対策本部が設置されたものであって規則で定めるものをいう。）から住民の生命及び健康を保護するために行われる感染の危険を伴う業務であって規則で定めるものに従事した消防職員 従事した1勤務につき1,500円（緊急に行われた措置に係る作業であって、心身に著しい負担を与えるものとして規則で定める業務に従事した場合にあっては、4,000円）を超えない範囲内において、それぞれの作業に応じて規

則で定める額

附則第3項及び第4項を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

新型コロナウイルス感染症の五類感染症への移行等に伴い、新型コロナウイルス感染症により生じた事態に対処するための消防職員の特殊勤務手当の特例を廃止し、特定新型インフルエンザ等に対する業務を追加するためである。

4 鳥取県東部広域行政管理組合火災予防条例の一部改正について

《議案第17号》案

議案第 号

鳥取県東部広域行政管理組合火災予防条例の一部改正について

鳥取県東部広域行政管理組合火災予防条例の一部を次のように改正する。

令和 年 月 日提出

鳥取県東部広域行政管理組合

管理者 鳥取市長 深 澤 義 彦

鳥取県東部広域行政管理組合火災予防条例の一部を改正する条例

鳥取県東部広域行政管理組合火災予防条例（昭和53年鳥取県東部広域行政管理組合条例第21号）の一部を次のように改正する。

第11条第1項第3号の2中「キュービクル式のものにあつては、」を削り、同条第2項ただし書中「おおわれた」を「覆われた」に改める。

第11条の2第1項第4号中「雨水等」を「その筐体は雨水等」に改める。

第13条第1項を次のように改める。

蓄電池設備（蓄電池容量が10キロワット時以下のもの及び蓄電池容量が10キロワット時を超え20キロワット時以下のものであつて蓄電池設備の出火防止措置及び延焼防止措置に関する基準（令和5年消防庁告示第7号）第2に定めるものを除く。以下同じ。）は、地震等により容易に転倒し、亀裂し、又は破損しない構造とすること。この場合において、開放形鉛蓄電池を用いたものにあつては、その電槽は、耐酸性の床上又は台上に設けなければならない。

第13条第3項を次のように改める。

3 第1項に規定するもののほか、屋外に設ける蓄電池設備（柱上及び道路上に設

ける電気事業者用のもの、蓄電池設備の出火防止措置及び延焼防止措置に関する基準第3に定めるもの並びに消防長又は消防署長が火災予防上支障がないと認める構造を有するキュービクル式のものを除く。) にあつては、建築物から3メートル以上の距離を保たなければならない。ただし、不燃材料で造り、又は覆われた外壁で開口部のないものに面するときは、この限りでない。

第13条第4項中「第2項並びに本条第1項」を「第11条の2第1項第4号」に改める。

第45条第13号中「蓄電池設備」の次に「(蓄電池容量が20キロワット時以下のものを除く。)」を加える。

別表第3中「

厨 房 設 備	気 不 燃 料	開 放 以 外	組込型こんろ・グリル付こんろ・グリドル付こんろ、キャビネット型こんろ・グリル付こんろ・グリドル付こんろ	14kW以下	100	15 注	15	15 注	注：機器 本体上 方の側 方又は 後方の 離隔距 離を示 す。		
			据置型レンジ	21kW以下	100	15 注	15	15 注			
			不 燃	開 放 式	組込型こんろ・グリル付こんろ・グリドル付こんろ、キャビネット型こんろ・グリル付こんろ・グリドル付こんろ	14kW以下	80	0		—	0
					据置型レンジ	21kW以下	80	0		—	0
上記に 分類さ			使用温度が800℃以上 のもの	—	250	200	300	200			

れない もの	使用温度が300℃以上 800℃未満のもの	—	150	100	200	100
	使用温度が300℃未満 のもの	—	100	50	100	50

」を「

厨 房 設 備	気 体 燃 料 外	不 開 放 式	組込型こんろ・グリル 付こんろ・グリドル付 こんろ、キャビネット 型こんろ・グリル付こ んろ・グリドル付こん ろ	14kW以下	100	15 注	15	15 注	注：機器 本体上 方の側 方又は 後方の 離隔距 離を示 す。
			据置型レンジ	21kW以下	100	15 注	15	15 注	
	不 開 放 式	組込型こんろ・グリル 付こんろ・グリドル付 こんろ、キャビネット 型こんろ・グリル付こ んろ・グリドル付こん ろ	14kW以下	80	0	—	0		
				据置型レンジ	21kW以下	80	0	—	
固 体 燃 料 外	不 燃	木炭を燃 料と する もの	炭火焼き器	—	100	50	50	50	
		木炭を燃 料と する もの	炭火焼き器	—	80	30	—	30	

上記に分類されないもの	使用温度が800℃以上 のもの	—	250	200	300	200
	使用温度が300℃以上 800℃未満のもの	—	150	100	200	100
	使用温度が300℃未満 のもの	—	100	50	100	50

」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年1月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に設置されている燃料電池発電設備、変電設備、内燃機関を原動力とする発電設備及びこの条例による改正後の鳥取県東部広域行政管理組合火災予防条例（以下「新条例」という。）第13条第1項に規定する蓄電池設備（附則第4項に掲げるものを除く。）（以下この項において「燃料電池発電設備等」という。）又は現に設置の工事中である燃料電池発電設備等のうち、新条例第11条第1項第3号の2（新条例第8条の3第1項及び第3項、第11条第3項、第12条第2項及び第3項並びに第13条第2項及び第4項において準用する場合を含む。）の規定に適合しないものについては、この規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 この条例の施行の際現に設置され、又は設置の工事がされている新条例第13条第1項に規定する蓄電池設備（次項に掲げるものを除く。）のうち、新条例第13条第1項の規定に適合しないものについては、この規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 4 新条例第13条第1項に規定する蓄電池設備に新たに該当することとなるもののうち、この条例の施行の際現に設置されているもの及びこの条例の施行の日から起

算して2年を経過する日までの間に設置されたもので、同条の規定に適合しないものについては、当該規定は、適用しない。

提案理由

対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令（平成14年総務省令第24号）の一部改正に伴い、蓄電池設備に係る位置、構造及び管理に関する基準の見直しを行い、新たに固体燃料を用いた厨房設備の離隔距離を定めるとともに、所要の整理を行うためである。

【4】その他

【1】今後の行事予定について

日 時	会議名等	場 所	備 考
10月18日（水） 10:00～	議会運営委員会	鳥取市役所 会議室	
10月25日（水） 10:00～ 10月26日（木） 10:00～	議会定例会	鳥取市役所 議場	正副管理者出席

【2】その他